

株式会社建築資料研究社  
介護職員初任者研修 学則

1 事業者の概要

- ・事業者名称  
株式会社 建築資料研究社
- ・代表者氏名  
代表取締役社長 馬場 栄一
- ・所在地  
東京都豊島区池袋二丁目50番1号

2 開講の目的

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した質の高い介護を提供するため、必要な知識、技能を有する介護職員の養成を図る。

3 研修の名称及び研修課程

- ・日建学院 介護職員初任者研修科
- ・介護職員初任者研修課程（通学制）

4 研修実施場所

株式会社建築資料研究社 日建学院 盛岡校  
〒020-0051 岩手県盛岡市下太田下川原12-1

5 募集時期・研修期間・受講定員

区分	募集時期	研修期間	受講定員
第1回	平成30年 2月 7日	平成30年 4月11日～平成30年 7月10日	15名
第2回	平成30年 7月 2日	平成30年 7月12日～平成30年 9月 4日	10名
第3回	平成30年 9月 1日	平成30年 9月27日～平成30年11月13日	15名

6 受講資格

- (1) 岩手県及び、近郊在住、在勤で通学が可能な者。
- (2) 未就職者でハローワーク等が公共職業訓練として本研修に推薦する者。
- (3) 労働局委託事業：高齢者スキルアップ・就職促進事業、講習受講希望者。

7 研修カリキュラム

- ・別紙科目別シラバスにて

8 使用教材

- ・介護職員初任者研修テキスト(財団法人介護労働安定センター)

## 9 授業料・実費等の受講者が負担すべき費用(金額は税込)

内訳		受講費合計	納付方法	納付期間
受講料	¥162,000円	¥166,069円	一括納入	開講日まで
テキスト代	¥6,069円			

※1 公共職業訓練での研修においては、受講料は無料とする。なお、研修にかかわらない訓練科目のテキスト代等については、別途負担とする。

※2 労働局委託事業：高齢者スキルアップ就職促進事業での研修においては、受講料、テキスト代は無料とする。

## 10 受講手続き

- (1) 当社指定の受講申込用紙に必要事項を記載の上、申込手続きを行う。  
受講手続き後、受講通知書を送付する。受講通知書を受取った者は期日までに受講料、テキスト代を支払う。※ただし、定員に達した時点で申込受付を終了する。
- (2) 公共職業訓練については最寄りのハローワークで申込手続きを行う。

## 11 研修修了の認定方法(評価方法及び認定基準)

研修修了の認定は、全ての研修カリキュラムを履修し、下記の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められる者に対して行う。

- (1) 修了評価は全科目履修した者に対して1時間の筆記試験により行う。  
修了認定基準は、次のとおり、理解度の高い順に、A、B、C、Dの4区分とし、B以上で評価基準を満たしたものと認定する。※認定基準(100点を満点とする)
  - ・A=80点以上
  - ・B=70～79点
  - ・C=60～69点
  - ・D=60点未満
- (2) 介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価は「9こころとからだのしくみと生活支援技術」内で行う。技術演習評価チェックリストにより、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分とし、A及びBの者を一定レベルに達している者とする。
  - ・A=基本的な介護(介助)が的確にできる
  - ・B=基本的な介護(介助)が概ねできる
  - ・C=技術が不十分
  - ・D=全くできない
- (3) 「終了時の評価ポイント」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合、又は上記認定基準に達しない場合は、必要に応じて補講、再試験等を行い、目標に達した者を修了と認定する。  
※修了評価試験で基準以下の時の取扱いについては、担当講師の補講等(原則、科目単位、ただし、認定基準に満たないとされた箇所が特定の項目にあると、明確に判断できる場合には項目単位の補講を行う)の上、再試験を実施する。
  - ・補講 1時間につき¥3,000円
  - ・再試験 ¥5,000円

## 12 研修欠席者に対する補講等の方法

やむを得ない事情等により、研修の一部を欠席した者、評価基準に達しない者は補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかわる受講料については、1時間につき¥3,000円を原則、受講者が負担するものとする。

※補講は原則、訓練開始日から8ヶ月以内とする。(やむを得ない場合については1年6ヶ月以内とする。)

(1) 補講の実施は原則として、当社同一課程で実施する該当科目とする。

※近隣県からも研修指定を受けている場合については、近隣県で行う研修においても、補講の受講を可能とする。

(2) 他の事業者が実施する県指定の同一課程の場合もある。その場合の受講料は、その実施事業者の定める金額を受講者が負担するものとする。

(3) 欠席者、認定基準未達成者を対象とした個別の補講を行う場合もある。

(4) 講師の都合等により、やむを得ず対面して行うことができない場合は、講義・演習の状況を録画したビデオ等の映像記録を視聴する方法で補講の代替えとすることもある。

## 13 受講の取り消しについて

(1) 学習意欲が著しく欠け、研修修了の見込みがないと認められる者。

(2) 研修の秩序を乱し、受講者としての本分に反した者。

## 14 修了証書等の交付

指定事業者の長は、研修修了者に対して、岩手県介護員養成研修事業取扱要綱に定められた、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

また、研修修了者について、修了証明書番号・修了年月日・氏名・性別・生年月日・住所等を記載した名簿を作成・管理し、その名簿を岩手県知事に報告する。

## 15 受講者の本人確認の方法

研修申込時又は、講義の初日に公的機関発行の証明書等により、受講者の本人確認を行う。

※受講者に対しては募集時等、事前に周知する。

## 16 個人情報の取扱いについて

(1) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(2) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

## 17 その他、養成研修に係る留意事項

### ・施行細則

この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項が必要であると認められる時は当社がこれを定める。

### ・附則

この学則は平成30年 9月 1日から施行する。